100,000,000,000円
—6月15日から7月31日まで—
県民貯蓄一千億円
突破記念特別貯蓄運動
埼玉県貯蓄推進委員会・川越市

川越市政だより
No. 60　発行所　埼玉県川越市役所　印刷所　株式会社青山印刷所

今月納めていただく税金は
市民税第一期分です
納期限（六月三十日）までに納入しましょう

市議会第二回臨時会報告

—地財法適用申請と決る◇◇◇◇◇◇いよいよ財政再建へ—

川越市議会第二回臨時会は五月二十八日開会され、その会期は四日間にわたり終日、審議が進められ最終三十一日は、地方財政再建促進特別措置法適用申請受付最終日を迎え、議案「財政再建の申出に関する件」等を原案可決して第二回臨時会の幕を閉じました。

なおその主なる議案は次の通りです。

▽**地方自治法第百七十九条第一項の規定により處分した事件につき承認を求める件**（市長専決）（昭和三十年度埼玉県川越市歳入歳出追加更正予算第五回）

本件は昭和三十年度の追加更正予算でありますので、市長において専決したものを報告承認を求めるため提案されたのであります。その内容といたしましては、昭和二十六年度以降四ケ年間に亘り累積された赤字として、六千七百三万八千六十七円となりましたが、前号でお知せ致しました昭和二十九年度決算には、この額は見込まれてありませんので、昭和三十年度予算に計上予算化致しませんと、昭和三十年度決算にこの額が見込まれず潜在赤字として決算をしなければなりませんので、こゝに過年度支出金として追加更正して提案されたのであります。議会と致しましては五月三十日より三十一日にわたり慎重審議の結果原案を承認致しました。

▽**川越市立南古谷中学校々舎新築工事請負契約の件**

本件は南古谷中学校の校舎、木造二階建一部平家建、普通教室九教室、延坪弐百九拾四坪六合壱勺を大宮市の松栄建設株式会社と八百五拾四万六千円で請負契約を結ぼうとするものでありますので原案通り可決致しました。

▽**不動産売買契約を締結する件**

本件は市立南葉高等学校敷地上の、木造スレート葺平家建旧工場四棟総建坪七百五拾六坪を東京都の中央倉庫株式会社と壱百六拾七万七百六拾円で売買契約を結ぶ件がありますのでこれを原案通り可決致しました。

▽**地財法適用申請と決致しました。**

▽**昭和三十一年埼玉県川越市歳入歳出追加更正予算**（第一回）

本件の主なるものを申し上げますと歳出第十一款選挙費において、本市議会議員補充選挙に伴う選挙費の組変更正と昭和三十年度決算見込により、六千二百三十八万円を前年度繰上充用金として計上し、歳入としては今回の繰上充用額にあてる歳入見込として雑收入に同額を計上したもので慎重審議の結果これを原案通り可決致しました。

▽**財政再建の申出に関する件**

本市財政の健全回復は本市にとつての重要課題でありまして、その成否は将来の市政運営に大きな影響をもたらすものであります。同法の説明は別項に記してありますので、省略いたします。

本件審議につきましては、川越市政史まれにみる終夜市議会となり無記名投票採決の結果、十八対十五をもちまして三十一日午前七時五十五分、原案通り申出と決定致しました。

市議会議長、副議長等更迭

鈴木議長、但木副議長、橋本栄一（九日会）
同　副議長　金子良雄（火曜会）
教育委員　水村三郎（火曜会）
監査委員　鹿倉忠雄（社会）

川越市議会第二回臨時会審議結果

【数字は議案番号】

○市議会議長退職許可の件（許可）
○市議会議長選挙の件（別記の通り選挙）
○市議会副議長退職許可の件（許可）
○市議会副議長選挙の件（別記の通り選挙）
○市議会常任委員選挙の件（別記の通り選挙）
○教育委員選挙の件（別記の通り選挙）
○臨時出納檢査立合議員選挙の件（選挙）
○監査委員選任につき同意を求める件（別記の通り同意）
○市内久保町より旧高階に通ずる住宅街に下水道敷設方請願の件（採択）
○市内脇田町の一部に下水道敷設方請願の件（採択）
○退職農業委員に対する善処方請願の件（採択）
62 地方自治法第百七十九条第一項の規定により処分した事件につき承認を求める件（同）
63 地方自治法第百七十九条第一項の規定により処分した事件につき承認を求める件（承認）
64 市有財産の取得に関し承認を求める件（承認）
65 川越市立南古谷中学校々舎新築工事請負契約の件（原案可決）
66 不動産売買契約締結する件（同）
67 川越市上水道工事用資材購入契約の件（同）
68 昭和三十一年度埼玉県川越市歳入歳出追加更正予算（第一回）（原案可決）
69 財政再建の申出に関する件（同）
70 昭和二十九年度債務の確認に関する件（同）

副議長就任にあたって

川越市議会副議長　橋本栄一

今回はからずも市議会副議長に選任せられその責務の重大なるを痛感致す次第であります。微力短才その器ではありませんが誠心誠意以て市政発展の為めに尽力をいたす覚悟であります。何卒市民各位のご支援とご協力とを心から祈つて止みません。

顧みまするに昨年四月隣接九カ村と合併し一躍人口十万五千余、面積六倍半と云ふ一応形の上では大川越市になつたのであります。併し乍らひるがへつて考えますると七千万の赤字と壱億式千万余の長期債とは生やさしいものではありません。即ち去る五月二十八日開会の第二回臨時市議会に於ては地方財政整備促進法指定申請の論議はくり返され本市議会管見ては川越市の自主的政策を敢行して、進歩的な諸伝統ある市民の公平と安定、公共の福祉、外にあつては川越市民の内にあつては市政の円滑なる運営を期せんとする覚悟であります。

積極的にその苦しい状態をよりよく市民につたえ苦しみを共にし一日も早く此状態から脱却して次への飛躍に備えるならば必らず道は近きにありと信ずるのであります。何卒禍を転じて福となすべく理事者も議会も一体となつてよりよき大川越市発展の為めに全力を尽されまする様祈念すると共に此重大時期に際し市民各位の絶大なる支援ご鞭撻をお願ひする次第であります。

以上誠に簡単でありますが所感の一端をのべて就任のごあいさつと致します。

就任のことば

川越市議会議長　水村三郎

私は、今回図らずも去る五月廿八日開会の第二回臨時会に於て議会一致で議長に選任されました。

身の光栄に存じますとともに既の引き締る思いです。

赤字財政はじの通り川越市たゞ川越市の問題ではありませんがあり、容易ならざるものがあり、将来の建設は並々ならぬ努力では実現むづかしい状態に置かれてあります。

この財政再建の問題に於ては廿八日開会の市議会第三日目の卅日から、微夜の市議会は第四日卅一日の午前五十五分迄、緊迫し午前七時五十五分迄、緊迫し

たまゝ、継続審議をしなければならなかつたほど私達は川越の財政内容は、重要な段階に立たせられているのであります。

願みれば昨年四月、十万新都市として九カ村合併後、こゝに二年目、昨年に引きつゞき諸般の整理統合によつて市民生活向上に邁進しているとはいえ、まだまだ局部的であります。

「川越の権威」を回復することを完遂し、努力致す覚悟であります。さらに議長就任にあたつて思いた新たにしなければならないことは、今期は川越市も埼玉県下十八市議会議長会の理事であり、従つて関東並びに全国市議会議長会の理事に選任されていることは、愈愈その責任と使命を全うする勇気が必要となつてきました。浅学菲才ながら、秩序の中に爽快な前進を求めます。

知性を磨き川越市十万市民の皆さん方とともにあるべく、また市議会であり、議長であることを誓います。

何卒、今後、渾身の力を竭して市民生活の向上に尽瘁する覚悟ですから、公私とも格段の御指導ご鞭撻を賜はり度く議長就任のご挨拶と致す次第であります。

市議会議員福原地区補欠選挙当選者
石川彌左衛門氏と決定

川越市第六選挙区に於て執行の川越市議会議員補欠選挙は六月三日左記石川氏が無投票により当選者と決定した旨告示されましたのでお知せ致します。

川越市大字中福五七六番地
石川彌左衛門
明治三十一年三月九日生
現、福原農業協同組合長

長員委副正と正副委員長任常

—市議会の構成きまる—

去る五月二十八日の臨時市議会で各常任委員のふり当と委員長、副委員長の改選が行われ次のとおり決定しましたからお知らせいたします。

尚陳情請願につきましてはこれを議長が受理致しそれぞれの関係部門に於て審議致しておりますので事務上の細部につきましては、市議会事務局にお連絡下されればお説明申し上げたいと存じます。

市議会常任委員会委員所属別名下記の通り

川越市議会常任委員名簿

◎委員長　○副委員長

総務財政常任委員（委員十三名中一名欠員）
第一番　○神山義男
第一二番　小谷野章次
第一四番　◎石井正典
第一六番　松山荘次郎
第一七番　橋本栄一
第一九番　鈴木泰平
第二〇番　井上彦二郎
第二一番　川合喜一

厚生常任委員（委員七名）
第一一番　◎池田勇吉
第二九番　但木敬吾
第三六番　○安田健二郎
第三三番　桜井大野角太郎
第二五番　石川政亀

農林常任委員（委員十一名中一名欠員）
第四番　岩田仙太郎
第九番　山畑光太郎
第一八番　◎関口禧一
第二五番　川合喜一郎
第三一番　関根武一
第三五番　○山田育治郎
第二六番　加藤唯四郎
第三三番　山田育治郎

経済常任委員（委員七名）
第三番　中村源次
第一二番　小谷野章次
第二九番　但木敬吾
第一七番　松本直吉
第二四番　○樋口政一
第二七番　井上彦二郎
第二八番　金子良雄

土木常任委員（委員十一名）
第八番　神山義男
第一四番　坂本光雄
第二三番　中村覚之助
第一八番　○関口武夫
第二四番　田中正己
第一〇番　岩田仙太郎
第一三番　○井上万平
第一七番　石井久吾
第二一番　西島武夫
第二三番　滝井島上徳重
第二五番　◎神田禧一
第二九番　○山畑光太郎
第三三番　大野石井本政亀
第三五番　山田育治郎
第二六番　加藤唯四郎
第二八番　金子良雄
第一六番　岸野俣太郎
第一八番　◎坂本光雄
第二三番　中村覚之助
第二七番　岸野俣太郎
第二八番　○井上彦二郎

文教常任委員（委員七名）
第一番　松山荘次郎
第一五番　○桜井角太郎
第三六番　安田健二郎
第六番　石井弘平
第二六番　加藤唯四郎
第三一番　◎関根房吉

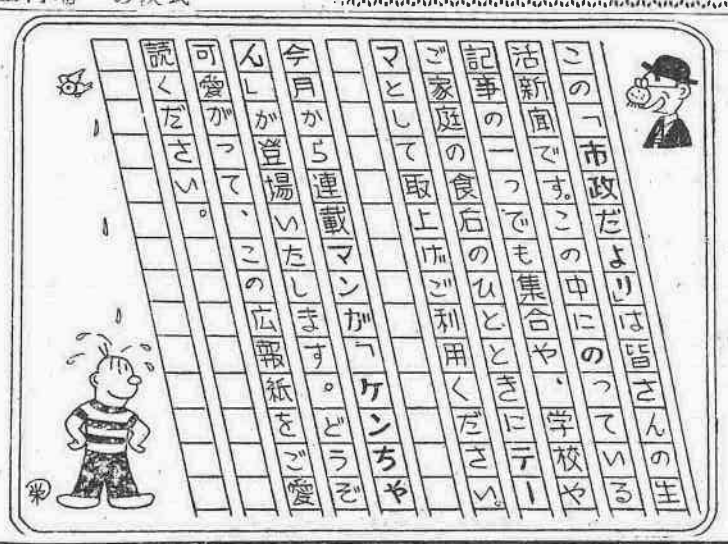

川越市の財政再建と地方財政再建促進特別措置法

（財政再建の申出理由）

去る三十一日の市議会に於て議決された第六十九号議案「財政再建の申出」に関連して川越市の財政再建について市民の皆様に説明致しましよう。

一、地方財政再建促進特別措置法とはどんな法律か

戦後地方自治体は経済事情の著しい変動によつて役所の諸経費（給料、その他諸掛）が非常に膨脹して来ましたが、一面民主的の考え方から六三制その他新しいいろいろな制度が布かれ、しかも国の援助が少いためやむを得ずその收入以上の施設をしなければならない場合がありましたが、このような財政上の無理がたたつて、昭和二十六年頃からどこの自治体でも財政が苦しくなり、いわゆる「地方自治体の赤字」と云う問題が世間でやかましくなり上げられるようになりました。

昭和二十九年度末（昭和三十年三月末）に於ては、全国都道府県市町村特別区併せて五、九三四団体の内赤字団体は二、二八一となり、赤字額も六四八億円に上つたのであります。

赤字に苦しむ自治体は諸経費を節約して赤字克服に努力したのは勿論でありますが、深刻な自治体の財政の窮乏は大きな政治問題となり、遂に昨年十二月政府は「地方財政再建促進特別措置法」を公布いたしました。

この法律は地方財政再建のため行政や財政について色々の方法をきめておりますが、その主なるものは赤字の自治体が財政の再建計画をつくりその赤字に代る再建債を借入れて財政の健全化を図ろうと云うのがそのねらいであります。

尚この法律の適用を受けようと思う自治体は議会の議決を経て昭和三十一年五月三十一日迄に自治庁にその申請をすることになつており自治庁がその申請を承認すればその自治体は再建団体として指定され再建債の借入れ、再建計画の決定等をすることになつております。

二、川越市の赤字はどの位か

我が川越市に於ても先に述べたように新しい制度（教育委員会制度、その他各種行政委員会制度）や法律によつて定められた施設（新制中学校の建築、小学校の増改築、公営住宅、都市計画による道路等）を行つたため、昭和二十六年頃から赤字が出来始め昭和二十九年度末には遂に八千四百十二万円余の赤字が累積したのであります。

これは国の起債や補助金の不足等国の責任によるものと、予算上收入の見込みが違いや事業のやりすぎ等いわゆる市当事者の責に帰すものとがありますが、これは単に川越市だけに限つた問題ではなく全国四九〇市の内七割四分に当る三六四市が赤字財政となり、その額も二八一億円と云う額にまで上つております。

本市としても財政の建直しには自らの責任に於て全力を尽してきたのであります。

市長や議員の旅費もすべて三等料金とし、職員の昇給や超過勤務手当も最少限度におさえ、又昨年十月には合併後の職員配置の合理化を図るために高令者の退職を行い、或は三十年度の公営住宅建築を中止する等八件賃や事業費の切詰めを行つたことはすでに皆様も御承知のことと存じます。

従つて昭和三十年度だけでは若干の解消ができ昭和三十年度の赤字見込みは大体七千万円となつたことは努力の甲斐があつたと云つてもよいでしよう。

然しこの七千万円の赤字の解消のためにどうゆう方法をとるのが市民の皆様のためになるのか、この赤字解消によつて市民に対するサービス行政にヒビが入ることはないであろうか、これがいま市当事者の最大の悩みであります。

三、自立再建か、或はこの法律の適用を受けるのがよいか

過日の臨時市議会でも色々の議論がありました。

第一はこの再建計画を建てなければなりませんが、この法律の適用を受けると自治権は縮少され、議決機関の権限は形式的なものになるであろうと云うような説が一時行われましたがそんなことは絶対になしたくこの計画はあくまでも本市の実情によつて本市自らがつくるのであります。

第二は再建のための増税或は行政機構の圧縮とか、人員整理の心配はないかと云うことでありますが、七千万円程度の赤字なら本市の財政力から見て増税の必要は絶対にありません。

又行政機構の縮少、職員の整理等はこれを行う必要を感じておりません。

第三は再建団体として国の監督を受けることでありますが、世間でも普通他人から金を借りた場合証文を出すとか、抵当を入れるとか相当の制約があるのは社会常識であり国と市との場合でも同じで国は再建債償還計画通りに予算が正確に行われているかどうかを監査するだけであります。

尚市民に対しても再建計画の実施状況を公表することになつております。即ち国の酷しい監督や法的制裁を受けるようなことは考えられません。

第四はこの法の適用を受ける負担金、補助金、交付金等の支出が不可能になるのではないかと云われておりますが、それは誤りであります。

負担金等の制限は確かにこの法律に規定されていますが、それは全然関係ない定額であり自治体はこの財政再建債の指定を受けるとの規定にかかわらず、すべてこの適用を受けることになつています。即ち一定限度以上の負担金等は、必ず自治庁の承認を得て執行することになつて居ります。

以上自立再建とこの法の適用を受けて再建する場合とをくらべて申上げましたが皆様はどちらが市のためになるかおわかりになることと思います。

いづれにしてもこの法律が「悪法なり」と云われておるのを聞いたことはありません。おそらく現在の地方財政の実情から見て自治体に開かれた明るい道がこの法律であります。

四、本市が再建団体となつた場合新市の建設は可能か

川越市は昨年四月、一市九カ村を合併して大川越市となつたのであります。

川越市の建設と云うことは焦眉の問題であると共に又百年の大計であります。

先般本市に「川越市都市建設審議会」を設置しましたが、これらを活用して充分なる調査を行い立派な綜合的都市計画をつくりつつ合併協定による新市建設計画を織込みたいと思います。

本市が再建団体となつた場合新市域の建設事業等が遅れると云う心配があるようですが、この赤字は主として合併前の旧川越市から生じたもので、その解消については新市域には迷惑をかけないようにしております。

しかも先程申上げましたようにこの法の適用を受けることによつてのみ起債の許可が有利となり各種の事業の遂行も可能となります。

云いかえて見るならば、自主再建では起債の条件が不利となり事業量が減り、新市建設事業の遂行に支障が出来ることは明らかであります。

いづれにしても本市はこの法の適用を受けて赤字の解消と共に新市の建設と云う合併の実を結ばせなければなりません。

五、川越市は再建法の適用で将来の発展が期せられる

赤字を解消し財政の健全化を図ることは単に財政上收入支出の均衡を保つことではなく市民生活に直結した行政を行うことがほんとうの再建であります。

従つてさきに述べたようにろでおわかりのように川越市の財政の再建を図る近道はこの法の適用を受けて再建団体として新生の道を歩むことにあります。もちろん過去の赤字発生の一端は理事者が負わねばなりません。

今後の財政運営については過去の経験を生かし再びその過ちをおかさないように深く反省しております。

市民の方々も市財政の実態をご理解下され、国が示してくれたこの道を歩むことが良いと信じていただけると思います。

世間にはこの再建法の適用を受けることがなにか市の体面を傷けるように云う人がありますが地方財政の窮乏は今日の社会相であり既に一七〇以上の市が再建の申出をしており、京都、奈良、鳥取、山口、岐阜、松本、門司、甲府、横須賀、千葉等の先進都市がすでにこの申出をしており何ら市の不名誉となるものではありません。

大川越市将来の発展のためにはこの法の適用を受け、市財政の基礎を固めることが先ず必要であります。何卒市民各位の絶大なるご協力をお願いする次第であります。

「赤字団体の負担金、寄附金等」はどう扱われるか

このたび法律の施行により総ての赤字団体は、負担金、寄附金等の支出をする場合、自治庁長官の承認を得なければならないことになりました。

負担金、寄附金等とは負担金の性質を有するものの総称であります。

法律政令の中でも法律政令の規定に基くものは除外されます。

たとえば法律に基くものとして、市町村職員共済組合、恩給組合負担金等のようなもの、また政令に基くものとしては、水害予防組合、土地改良区等を示すものです。

それから無条件で承認を受けられるものは、その都市の人口段階によつて違いますが、本市の場合十万都市ですから基準財政需要額の一パーセント、つまり一七六万円は認められるわけですが、これ以上支出しようとするときは総て自治庁長官の承認がないと支出できないことになりました。

川越市の場合は、ただいま県を通じてその書類を提出中であります。

世間ではこの制限は再建団体のみが受けるという誤解がありますが、これは誤りで再建団体になるとならないとに抱らず、すべての赤字団体が適用をうけるものですからご承知ください。

川越市公明選挙推進協議会

◎会長　○副会長

川越市長　伊藤泰吉
市議会議長　小ケ谷町公民館長
人権擁護委協議会長　水村三郎
商工会議所会頭　松倉秋之助
工場協会会長　伊藤長三郎
川越警察署長　青山一夫
教育委員会委員長　田口五十二
市助役　佐々木文蔵
総務課長　荒井益美
財政課長　新井正義
税務課長　岡野鍋郎
徴収課長　奈良達夫
会計課長　加藤百太郎
用度課長　鈴木英治
都築肇
新井佐一
副団長　仲千彦
〃　宇津木宗吉
〃　二村常吉
〃　金子武兵衛
〃　根生貞次郎
〃　恩田得也
〃　岸野易一郎
〃　関根芳郎
〃　沼野憲治
〃　中田市郎
〃　矢島治一郎
〃　帯津工十郎
〃　田村孝左衛門
〃　御善薩池改次
〃　関根希平
〃　江原四郎
〃　関口道之助
〃　大沢五郎
〃　小峰幸平
〃　渡辺正紀
〃　尾崎新一
〃　荒井四郎
〃　小峰幸平
○小峰幸平
○米沢伸郎
〃　綾部格三
〃　阿村清吉
〃　越定七
〃　塚沼正三
〃　内沼正三
〃　石川新平
〃　福田弘
農務課長　高橋喜十郎
保険課長　福田貢
商工課長　水村善太郎
土木課長　山田民平
水道課長　高柳亮真
芳野支所長　石井弘平
古谷支所長　高山里吉
南古谷支所長　安藤貫一
高階支所長　関根希平
山田支所長　帯津工十郎
名細支所長　関根初治
大東支所長　幡宥秀
福原支所長　原田万次郎
教育課長　○関口正儀
教育委員会委員長　飯野正一
社会教育課長　飯島一郎
総務課長　須賀幸喜
〃　関根義蔵
〃　埼玉新聞選管委会書記長　木藤仁蔵
〃　選管委会主事　清水正義
〃　水村正義
〃　大塚敬三
〃　佐藤仲治郎
〃　堀宰作
〃　利根川光雄
〃　久津間正蔵
〃　石川梅
地方労組協議会長　帯津保太郎
地区農協協議会長　久米原達丈
市仏教団体代表　◎中村倉之助
選管委会委員長　○新井正義
〃　○深田運三
〃　島田勝郎
〃　橋村勝
〃　仲村尚治
〃　藤井圭介
〃　○相原よし
連合婦人会長　山根仲
副会長　内田チカ
〃　吉田ちか
〃　加藤唯四郎
連合青年団長　矢島途代
〃　金井里子
副団長　加藤貞夫
〃　原田宥
〃　飯野正一
〃　須賀幸喜
〃　関根義蔵
〃　帯津工十郎
〃　安藤貫一
〃　関根希平
〃　高山里吉
〃　石井弘平
〃　高柳亮真
〃　山田民平
〃　水村善太郎
〃　福田貢
〃　高橋喜十郎
市連合消防団長　鈴木英治
連合青年団長　都築肇
副団長　新井佐一
地方連合青年団長　宇津木宗吉
〃　二村常吉
〃　金子武兵衛
〃　根生貞次郎
〃　恩田得也
〃　岸野易一郎
〃　関根芳郎
〃　沼野憲治
〃　中田市郎
〃　矢島治一郎
〃　帯津工十郎
〃　田村孝左衛門
〃　御善薩池改次
〃　関根希平
〃　江原四郎
〃　関口道之助
〃　大沢五郎
〃　小峰幸平
〃　渡辺正紀
〃　尾崎新一
〃　荒井四郎
〃　小峰幸平
○米沢伸郎
〃　綾部格三
〃　阿村清吉
〃　越定七
〃　塚沼正三
〃　内沼正三
〃　石川新平
〃　福田弘
〃　石川梅
〃　久津間正蔵
〃　利根川光雄
〃　仙波町公民館長　佐藤仲治郎
〃　小仙波町公民館長　堀宰作
〃　石川梅

みんなの自覚で"公明選挙"

小団研修方式ですすめる

市の選挙管理委員会では近く参議院議員（全国区、地方区とも）選挙と、本県では知事選挙も行われますので、一人一人が自覚して正しい選挙を実施されるよう推進協議会を結成して、広く各団体、学校、公民館等の協力を求めて、あらゆる機会を利用して、小さな会合にも必ず公明選挙の趣旨、政治の日常常識の普及につとめる。

○スライド、市政だより、ポスター、チラシ等による啓蒙宣伝

○小・中学校児童、生徒等を通じての啓発運動

○街頭宣伝

○懸垂幕、横断幕の作成

日午前九時から市役所会議室に結成総会を開いて協議しました。

推進の目標

○小団研修会の開催

公民館、青年団、婦人会の協力を求めて、あらゆる機会を利用して、小さな会合にも必ず公明選挙

＊参議院とは＊

ちかく通常選挙が行われる

参議院は、衆議院と同じく直接国民によつて選挙された議員でつくられております。主権者である国民を代表する大切な機関であります。

国会は、衆議院と参議院の二つからできあがつております。衆議院がともすれば党利党略にはしり、ときに冷静さかくことがあるような場合に参議院において公正な立場でこれを批判させるというところにあります。

議員定数は

◇全国区から選出される議員百人

◇地方区（各都道府県）百五十人

その任期は、それぞれ六年ですが、三年ごとに五十人の全国選出議員と七五人の地方選出議員を選挙するわけです。

ちかく行われる選挙（七月八日）は昭和二十二年四月二十日以来四回目の選挙にあたります。

タバコは市内で買いましょう

農家のページ

知っておきたい

イモチの発生と伝染経路

稲作の病害の内、イモチ病の発生と伝染について記して見ます。

まず伝染の経路ですが、イモチ病菌の胞子は上昇する気流によつて空気中に高く舞い上り、そこから遠く迄飛んで行きます。しかし常に低いところを飛ぶものです。空気の湿度が多くなつて九〇％以上になり、また温度が摂氏の二〇度から二五度位になると、稲についた病斑の上に胞子を作り、その胞子が風と共に飛び去るのです。胞子は昼よりも夜の方が多く飛びます。胞子は気流と共に遠くに飛び又一部は水田の水の流れに落ち他の稲に附着し、温度やその他の条件が病気の発生に最も適した状態の時に、イモチ病が発生し伝染してゆきます。

それでは、どんな条件のときにイモチ病が伝染発生するかといゝますと、まず第一は気象の関係です。つまり適当な温度と湿度があれば発生します。大体雨が降りつづき、また霧が多く日照の少い時で、比較的温度の低いときに葉イモチが多く、雨が降りつづき蒸し暑い時は穂頸イモチが発生します。

第二は土の性質と地勢の問題ですが、霧の多い山間部で、冷水がはいり、日照の少い田では、イモチの発生多く、土質では粘土質又は腐植質の土で、作土の浅い所に葉イモチが多く発生しかも排水の良い水田では穂頸イモチの発生が多いのです。

第三は栽培方法とも関係があります。直播すると移植の場合よりも穂頸イモチが少なく、陸苗代は水苗代より、若干病気が多くなるといわれています。

第四には肥料との関係ですが、窒素肥料を余計に施した場合にイモチ病は多く発生します。

危い!! 水田への立入り

六月より八月迄、人畜に対し毒性の強い「パラチオン剤」を水田の害虫防除用として、撒布いたしますからご注意ください。又次の事項は必ず守られる様重ねてご注意申上げます。

なお場合により水田とは限らず、畑、山林等にも撒布いたしますからご承知ください。

記

1　パラチオン剤の撒布作業実施中は、赤旗又は赤吹流しを立てて行いますから近寄らない事。風下へは絶対に行かぬ事。

2　撒布した田（又は畑山林）には別記様式の立札が立つて居りますから絶対に立入らぬ事。子供には、なお一層の注意を願います。

3　撒布した田（又は畑山林）近くの草は撒布後一週間は家畜に与えない事。

4　パラチオン剤は口から入つても、呼吸の際吸い込んでも、又皮膚についても中毒を起しますから過つて薬剤が附着した時はすぐに石ケン等で十分に洗い流してください。

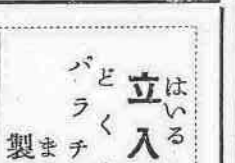

大きさハガキ大
白地に赤色刷
地上四尺

赤色の枠

桑のカイガラ虫驅除

桑カイガラムシの驅除は、蚕に対する薬害などの関係から、冬の間、養蚕をしない時行うのがよいのですが、この虫は冬になると寒さから保護の介殻を作り木口に密着していますので、薬に対する抵抗力が非常に強くなつているわけです。ところが春蚕が終つて、株直しをした時は、丁度、幼虫の時ですから、薬に対する抵抗力は弱く最も驅除し易い時です。驅除剤には色々ありますが、蚕に害が少く効果があがるのは、石灰窒素二〇％の上澄液がよい様です。

薬の分量は、桑の仕立や株の数によつて違いますが、根刈桑園一反歩に一斗五升を標準にします。作り方は水一斗に対し石灰窒素（新しいもの）一貫目の割合で桶に石灰窒素を入れ水を少量ずつ入れながら竹箒などで良く攪拌して四～五時間そのまゝで置きその上澄液を用います。なをヒメゾウムシなどが発生している桑畑は、カイガラムシと同時驅除を行ふようにしますが、その際は石灰窒素溶液一斗にBHC、DDTの乳剤二・五匁を加えて混合剤を作り撒布します。

ただしこれらの薬は蚕に有毒ですから、撒いてから石灰窒素溶液は凡そ二週間、DDT、BHC乳剤は凡そ四〇日経過しないとその桑畑の葉を使用出来ません。

農繁期防犯（月間）心得帳

川越警察署

農家の皆さん毎日懸命の増産に御苦労様です。

本年も又農繁期となりました。この時期になりますと猫の手も借りたい例の通りの多忙を極めますので子供年寄りを留守居として厨居に出て増産に励まれた、窃盗、押売り、悪質な物買いが特に横行する訳でございます。

そこで警察では皆さんに安心して増産に励んで貰うため此の時期を農繁期防犯月間と定め毎年実施しているところでありますが本年も、

六月一日より六月三十日まで

この運動の実施期間と定めて全警察力を挙げてこれら犯罪の予防取締に当つて居ります。

皆さん、特に農家の皆さんはよくこの趣旨をおくみ取り下さいまして次のことがらにつき御協力をお願い致します。

記

一、人手の不足する時ですから忘れないと働いてもらいたい。

二、押売りとじき等来て困つたときは「帰つて下さい」と言いそれでも帰らないとき又は脅し文句を言つたときはその文句をよく覚えて置き早く警察官に届けて下さい。

三、夜寝るときは鍵締りをよくしなるべく家の中を暗く表を明るくして下さい。

四、若し泥棒に襲つたら現場をその侭にして早く警察官に届けて下さい。

五、その他

最近川越市内に川越婦人会の名称を用いて電球等を売り歩いて居る者があります。婦人会名を偽つて利用する悪質行為でありますので、被害に罹らぬようご注意願います。

× ×

陸稲の管理

1　地方先づ農務課（元の農務課）、次に農政課（元の農務課）、次に農業改良課（元の農業改良課）、次に農業委員会（元の農業委員会）、次に農業協同組織（元の農業協同組織）、次に農業共済組合（元の農業共済組合）、次に農業機械化協会（元の農業機械化協会）、次に農業機械化研究所（元の農業機械化研究所）、次に農業機械化研究所（元の農業機械化研究所）、次に農業機械化研究所（元の農業機械化研究所

暑さに負けない健康体で 一人の不注意は社會の損 夏をすごしましょう

暑い夏を健康で楽しくすごすには、ふだんから暑さに負けないだけの抵抗力を養っておかなければなりません。

それには常に予防衛生に心がけ、実行して、今から習慣づけておくようにいたしましょう。

夏に多い病気は、赤痢、疫痢、日本脳炎、食中毒等です。夏は昼が長く、夜が短く、日中は多く汗をかき夜は睡眠時間が非常に少くて疲労しやすいので、規則正しい生活をすることが第一です。

特に赤痢の予防には充分に注意して、手洗の励行、飲食物の衛生、はえ、蚊、ねずみ等の駆除、暴飲暴食の防止、早期受診が最も大切なことは言うまでもありません。

そこで一番恐ろしい赤痢予防の重点を次に申述べてご参考といたします。

一、調理前には必ず手を消毒すること。（クレゾールでもよいが、なるべく逆性石けんがよい）

一、食事をする時にも手の消毒を忘れずに。

一、水道水はよいが、井戸の場合はよく沸かして飲料にすることが必要です。

一、食器類も使う前に逆性石けんで消毒するか、煮沸したものを用いれば理想的です。

一、はえの駆除は当然で特に農家の場合は、肥料溜厩舎などから発生しますから蠅をするか、敷わらなどの下に薬品をまくかして適当な処置をします。

一、腹いた、下痢があつたら、買薬で簡単にかたづけないで、医師の指導をうけて良い薬で充分に手当をすることが必要ですが、赤痢の場合は、他人に伝染することを考えて健康者から隔離することが必要です。

一、不完全な治療で下痢腹いたは止つても、赤痢菌はまだ排泄していますから危険です。

一、便所の中に、クレゾール水を入れた容器をおき用便後はそこで手の消毒をして外に出るようにします

一、夏の下痢は赤痢と思つても間違いありませんから、直ぐ医師、保健所に相談しましょう。

一、前の年や、その前に疫利になつた人は、今年もまたかかる恐れが充分あります。またその家族は疫痢休習といつて、兄弟姉妹は暴飲、暴食、寝冷えなどをさけましょう。

多くの集団発生を見ても、初め疫痢患者が発生して、それから二、三日経過してから、赤痢患者が発生する場合が統計的に見られます

川越市の昨年の発生は赤痢二二八名（死亡二）疫痢一三二名（死亡三二）といふ数字をしめしています。

今年こそ予防して、明るい社会、楽しい夏をすごしましょう。

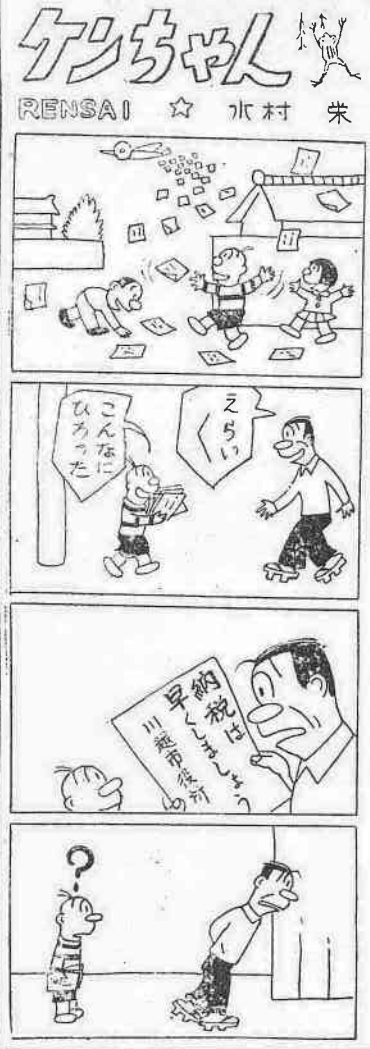

在外事實調査のお知らせ

引揚者のみなさん

引揚者の在外財産暫定補償の基礎資料とするため引揚者在外事実調査規則が厚生省令を以つて五月一日告示されました。

この省令でいう「引揚者」とは、昭和二十年八月九日現在で本邦（沖縄地域を含む）以外の地域に住所を有し、かつ同年九月二日以降本邦に引揚げた者であつて、引揚者調査が行われる日において本邦に住所又は居所を有する日本国民をいう。ただし外地で召集された者以外の軍人又は軍属であつた者は除かれます。

この調査は来る六月末日までに全国の引揚者について実施されるものであります

暫定補償の時期及び方法はまだ決定されておりませんが、この調査の結果に基いて補償の方法が決定される模様であります。

なお引揚者の各位には今後調査等連絡の必要が当然生じてまいりますことと川越市の引揚者団体の結成の必要もありますので、至急現住所及び氏名を民生課まで申出下さるようお願い致します。

（民生課）

☆旧軍人軍属の恩給加算調査のお知らせ☆

旧川越市在住の旧軍人軍属で外地勤務概ね四年以上の方は実態調査をいたしますから六月廿四日（日）午前十時時間厳守市役所民生課へお出ください。

入間北部地区旧軍人関係恩給権擁護連盟

市民の声

○婦人講座は農閑期に

問…前略突然にて失礼します私は古谷地区に居住する一人ですが、五月十日発行の市政だよりを読ませていたゞき少々気付いた点がございますので延べさせていたゞきます。まず一面の母親学級、二面の婦人学級開設について母親学級は五月に於て四回全日程出席者に限り修了書。

婦人学級五月二十九日より十一月十三日まで毎週火曜日であります。そこで農業に営む私達の胸には、農繁期この三字が浮んでまいります。ぜひ学んでおきたいこれが女性の本心ですがこれを左右するのは、やはり時季場所等ではないかと考えます。一部では夜間部との声もありましようが、早朝より手許の見えるまで労仕する立場ではまして一里もの耕地を踏み越えると実に考えさせられる点ではないでしようか、これらの世代を背負う若き女性一人一人の望みは明るい家庭を築き上げることにありますす。全女性が社会向上を目指し、正しい知識を得るためにぜひ母親学級婦人学級等の集いが農閑期に於いて開設いたゞけることを望みます。雑文乍ら判読の上お願いします。

古谷上　鈴木悦子（満19才）

答一…母親学級について

川越市国民健康保険課の主催で五月に開催されておりますす母親学級について、新市域地区より農閑期を利用してぜひ受講したいとのご希望が沢山参りましたので昭和三十一年度の開催予定地区をお知らせいたします地元で開講の節はぜひとも多数ご出席くださるようお願いいたします。

答二…婦人学級について

婦人学級につきましては今回の学級をもとといたし十一月以降翌年三月までの間に各地区の公民館で、それぞれの地区に適した課題も含めて開催するよういたします。

（教育委員会社会教育課）

○市広報紙の配布を早く

問…市長に質問申し上げます。

私は仙波地区に住居して居りますが「市政だより」が五月十日発行のものが五月十八日に来る始末ですので、市主催で行ふ事が有効に利用する事が出来ない場合が多いのですが、その理由と解明を次の市政だよりに回答願います。

答…五月号市政だよりの配付がだいぶ遅れて、仙波地区の方々に大変ご迷惑をおかけして申訳ありません。早速主管課で調査いたしましたところ、地区担当員の家族が盲腸炎となり（六日発病、七日入院、十五日退院）更に担当員自身も高血圧症で十二日から十五日までやすみましたので家族と手分けして少しづつ配付していて遅れたことが判明いたしました。

担当員からも発病について市に連絡がありませんでしたので、今後このようなことのないよう注意し、ご要望に万全を期すようにいたします。

「市民の声」には紙上匿名は自由ですが、係までは住所氏名、年令、職業を明記してください。

表定予定催開学級母親

月	地区	会場
7月	内区	相談室
8月	市地区	内科診療所
9月	田地区	支所
12月	山田谷地区	支所
1月	南古谷地区	支所
2月	古谷市地区	内科診療所
3月	旧高階地区	相談室
	山田	大工町直営診療所
	南古谷	支所
	古谷	大工町直営診療所
	旧高階原	支所
	高福	支所

国民の就業状態はどうなつているか

——就業構造基本調査行わる——

わが国の人口の就業、不就業の基本的構造を全国および地域的に明らかにして、各種行政の基本資料とする目的で就業構造基本調査がきたる六月二十日より二十五日までの準備調査を経て七月一日現在で行われることになりました。

調査内容としては、つとめ先の種類、求職活動の有無過去一年間の就業状態、就業日数および時間、収入または収益などであります。

またこの調査は二十名の調査員が担当地区ごとにみなさん方のお宅を巡回して調査することになつていますから、ぜひともご協力下さるようお願いします。

古谷地区の史跡 古谷地区氏館跡

古谷の地区は昔に古尾谷荘と呼ばれ古尾谷氏が武家時代には代々此地方を治め領知した。古谷本郷には古尾谷八幡神社（元県社）がある。荒川堤を東にした景勝地で眺望が好い。その創建は貞観年中と伝え、京都の石清水八幡宮から分祀した古社であつて、社領五十石を徳川将軍家から寄進された別当所は天台宗の灌頂院がある。同院も慈覚大師の創建と伝えし古刹で豪壮の山門寺堂も立派である。

その宝物には元八幡宮にありし本地仏の阿弥陀如来像や甲冑を蒼けし不動明王像等があつて、県の文化財候補に挙げられている。また八幡宮の祭典行事には「ホロかけ祭り」が行われ、昔姿のタツケ陣羽織で少年三人がホロを荷負つて参詣する古式の行事で地方色も豊かに珍らしい催しである

このホロ祭りの行事が毎年九月十五日に行われている武家信仰から古社の八幡宮に伝承された行事で民俗資料としても、将来に文化財指定にあげられるものであろう。

古尾谷氏が旺盛のころは相当にその勢力範囲が広くありしと見え、八幡宮の氏子も南古谷の地域にまで及んでいる。（写真は灌頂院の表門）

その館址が上郷にあつて地名も堀ノ内と呼ばれ、この処に曹洞宗の善仲寺がある。古谷禅林と呼称され古尾谷氏のあとに家臣たる仲筑後守資信が居館していた堀ノ内、馬場、御門等の地名がのこされ、土塁のあとや水濠が遺されて館址であつたことが推考されてくる

墓地には古板碑五輪石塔があつて仲氏の墓と伝えている。この資信も八幡社の再建につとめ上棟式の棟札にその名が残されている。

古尾谷信秀氏がひとつは仙波の新宿に寺堂を建立した之が古くは臨済宗の善仲寺であつた。例の川越夜軍たる夜戦の兵火で堂舎は悉ごとく兵火で焼失し、烏有に帰したその後寺屋敷の地名で遺つてゐる天正年間に仲氏が上郷に寺を移建し元の館趾を以つて善仲寺を再建したことに曹洞宗と改め渋井の蓮光寺末とした。仲資信も領主として古谷地方を永く領治したゆえ、これら社寺等の復興につとめて幾多の功績を遺している。

聖護院の修験たる十玉院も仲氏が再興させて昔に難波城内に移建されてあつた。この十玉院の地蔵尊も前記の灌頂院にある。

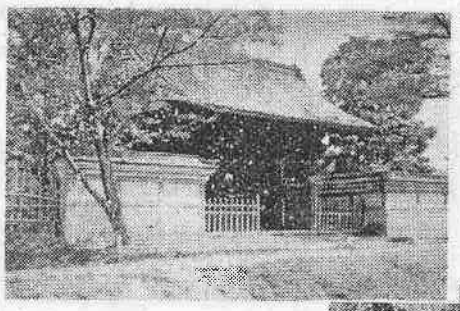

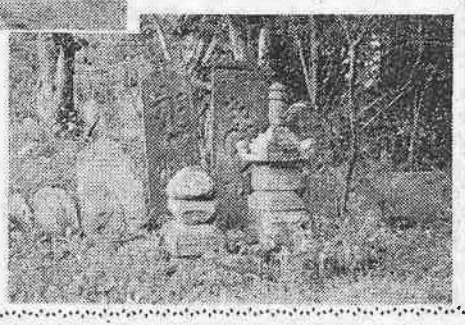

また古谷地区の荒川沿岸の治水工事中には、古墳の遺物たるハニワの出土発見があつて当代の古墳が此地方にありしことが考証されている。

（写真仲資信の墓）

埼玉県文化財専門調査委員　岸伝平

明るい話題

婦人会の茶摘み奉仕

福原婦人会下赤坂支会では五月三十日支会長の新井きんさん、戸口豊さんが先頭で総勢十五名が茶摘姿もかいがいしく、石川定彦さん（教育委員）宅の茶園に現われ、忽ち四十五貫の茶摘奉仕をいたしました。これは当の石川氏が四月から病床にあり、五月二十八日は重態を伝えられ、奥さんは婦人会（会長）の仕事と、看病で農事も遅れがちなのを見かねて、日頃のお礼心にこの奉仕が生れたもので、明るい話題として地区から寄せられたものです。

明るい事実「心の改善」から

古くから嫁十年は務なりと云われますが今春お花見に当り改められました一つまず婦人会は大宮公園へ四月十日でした。その反面いつも暗い立場のお嫁さん達にも行楽をと部落の有志に依る発案で西武園へ、同十三日子供を背負ひ手を引く姿も見られましたがこのような行楽を目的に勵けることを喜んでいます。

こういう身近な点から改善されてこそ明るい家庭が築かれるのだと思います。

いつも口数少ないお嫁さん達も感想等を延べ合ひ、話に花をという趣旨でしよう。生活改善と云うと、すぐに台所等を重視しがちですがまず心の改善からいたしたいものです。

鈴木悦子

市県民税（個人）課税の根拠

市民の皆様に毎年納めていただいてをります市県民税の納期が到来しました。この税金は他の市税とことなり当市に住んで居られるどなたにも広く負担していただく一番身近な税金ですではどのような「めやす」で課税されるかと云いますと次の事項に該当する方です。

Ⓐ　前年中に所得のあつた方で本年一月一日現在当市に住所のある方。

Ⓑ　当市に事務所、事業所又は家屋敷（別荘の類）がある方で市内に住所のない方。

割出し方法は均等割と所得割の割合によつて課税されます。

均等割（どなたにも一率に課せられる割合で市税が四百円県税が百円で Ⓐ Ⓑ の該当者が負担します）

所得割（前年中に所得があつた方で所得税法の規定により納付すべき所得税額の十七％が市税、五・五が県税で Ⓐ の該当者が負担します）

このような条件と割合によつて課税されますが次の場合には課税されません。

①前年中に所得がなかつた方

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

③不具者、未成年者、六十五才以上の方、又は寡婦（これらの方で前年中の所得が十三万円以下の場合）但し成年者の家業専従者がおられる方は課税されます。

④同居の妻（夫が均等割の納税義務を負わない場合を除く）に対しては均等割は課かりません。

均等割の税率の軽減

次の項に該当する方はそれぞれの額が減じられます。

一、均等割を納める義務がある扶養親族百円

二、家業専従者で親族の経営する事業から受ける所得以外の所得のない方百円

三、法人又は之に準ずるものの寄宿舎に住所のある方百円

これらが課税根拠のあらましですが違法又は錯誤があると認められた場合は地方税法にも規定されていますように令書の交付を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることが出来ます令書につきましては今回より一年分をまとめる連記式を採用し発付しましたので各納期をお忘れになりませんようご注意願います。

すでにチラシ等でご承知の納期前納付の方法もありますから利用していただいて有利な報奨金を受けられますとともに市財政運営の円滑化にご協力願います。なお課税上ご不審の点がありましたら税務課へお問合せ下さい。